

令和 2 年 8 月 27 日

各指定重度訪問介護事業所  
管理者 様

大阪市福祉局障がい者施策部  
障がい支援課長  
(担当：大谷・緒方 06-6208-8245)

## 重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の二人介助の取扱いの一部変更について

平素は、本市障がい福祉行政にご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、標題の件につきまして、平成 30 年 7 月 10 日付け事務連絡「重度訪問介護における熟練従業者による同行支援の二人介助の取扱いについて（通知）」にてお知らせしていた件について、これまで支援計画のとおり毎月受給者証が発行されることとなる等、利用者にとって管理しづらい取扱いとなっていました。

つきましては、次のとおり受給者証、決定通知書の表記等取扱いを一部変更しますので、お知らせします。

本件についてご不明な点がある場合は上記担当までお問合せいただきますようお願いいたします。

### 記

#### 1 重度訪問介護における二人介助について

平成 30 年度の報酬改定により、「意思疎通が困難、または適切な体位変換等の支援を要する障がい支援区分 6 の者」に対して、事業所に新規に採用された従業者（以下「新任従業者」という。）が支援を行う場合、当該利用者の支援に熟練した従業者（以下「熟練従業者」という。）が同行し支援を行う」場合についても、二人介助として算定が可能となりました。

#### 2 利用者の要件について

次の両方の要件をみたす者

- ・障がい支援区分 6 の者
- ・新任従業者だけでは障がい特性を理解した適切な支援が十分に受けられないと見込まれる者

#### 3 新任従業者及び熟練従業者の要件について

##### (1) 新任従業者

- ・事業所に新規採用されてから 6 か月以内の重度訪問介護従業者（原則 120 時間以内とする）。
- ・当該利用者への支援が 1 年未満となることが見込まれる者は除きます。  
※事故等のやむを得ない理由により一時的に業務に従事できない期間等があった場合は、6 か月を超過することも可能とします。
- ・新任従業者が複数の利用者に支援を行う場合、当該従業者ごとに 120 時間以内となります。

##### (2) 熟練従業者

当該利用者の障がい特性を理解し、適切な支援を提供できる者であり、かつ当該利用者への支援について、当該利用者及び事業所から十分な評価がある重度訪問介護従業者

※新任従業者と異なる事業所である場合、また複数の新任従業者に同行する場合も可能とします。

#### 4 熟練従業者による同行支援の支援内容について

新任従業者が支援方法を習得するまでの間、熟練従業者が同行し共に支援を行う。

- ・コミュニケーション技術
- ・適切な体位変換等全ての支援内容を伝達（※見守り時間を含む）

※算定の対象とならない例

- ・熟練従業者が行っている支援に、見学のみを行うため新任従業者が同行する場合
  - ・従来の二人介助の支援に対して、更に熟練従業者が同行する場合
- ※三人介助となるため認められません。

#### 5 支給決定について

##### (1) 個別支援計画

- ・熟練従業者が同行して支援を行うことの必要性及び当該利用者の状態像、新任従業者の経験等を踏まえて必要な時間及び期間を個別支援計画に定めていただきますようお願いします。
- ・原則、1人の利用者に対して、年間で3人の新任従業者に算定できるものとします。

※年間3人の算定の管理については、各事業所において「別添1」とおり、受給者証へ記載し、各事業所間で確認をお願いします。従事状況によりやむを得ない場合は年間3人を超える場合も可能とします。（届出は不要ですが、必要に応じて聴き取りをさせていただく場合があります）

##### (2) 支給決定

①現在、支給決定を行っている時間内で対応が可能な場合、申請及び届出等は不要です。

②現在、支給決定を行っている時間数では対応ができない場合、利用者へ同意いただいたうえで、お住まいの区保健福祉センターへ利用者の意向により記載された「介護給付費支給量等変更申請書」、事業所において作成された個別支援計画、新任従業者の経験等のわかるものをご提出いただきますようお願いします。

また、支給量変更にあたっては、サービス等利用計画案の作成が必要であることから、計画相談支援をご利用されている利用者については、指定特定相談支援事業所と十分連携していただきますようお願いします。

申請に基づき、区保健福祉センターにおいて、受給者証及び決定通知書へ「別添2」とおり記載し交付しますので確認をお願いします。

（新任従業者の経歴や利用者の状態像から、時間数及び期間の必要性について、聴き取りを行う場合があります。）

#### 【参考】

支給決定時間+必要時間	必要書類	支給決定	事業所
①支給決定時間内	不要	改めて支給決定は行いません。	受給者証記載 (※別添1)
②支給決定時間超	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付費等支給量等変更申請書</li> <li>・支援計画書</li> <li>・新任従業者の経歴書</li> </ul>	支給決定を行います。 (受給者証、決定通知書表記) (※別添2)	

## 6 報酬及び実績記録表の提出、決定後の支援計画の変更について

### (1) 報酬

個別支援計画に基づき、新任従業者が熟練従業者から支援方法の伝達及び伝達にかかる支援を同時に2人で行った場合、それぞれの従業者に対し、所定単位数の100分の85を算定します。

### (2) 実績記録票の写しの提出

報酬請求時の審査のために、事業所におきましては、同行支援が認められている月について、実績記録票の写し（該当月に何時間従事したかわかるもの）を翌月10日までに福祉局障がい施策部障がい支援課あて送付してください。

### (3) 決定後の支援計画の変更

本取扱いによる決定後に、計画していた時間数に変更になった場合については、報酬請求時の審査のために管理しておく必要があるため、決定を行った区保健福祉センターへ電話などによる変更の連絡を必ずお願いします。

変更のための申請および届出等は不要です。また決定通知書や受給者証の差替え・追記を行いませんので、変更後については各事業所で注意して時間管理等を行っていただきますようお願いいたします。

<受給者証（七）～（九） 記載例>

番号	訪問系サービス事業者記入欄		
1	事業者及びその事業所の名称	中之島ヘルパーステーション	同行支援 1人
	サービス内容	重度訪問介護	事業者確認印
	契約支給量	月 130時間 分	中之島ヘルパー
	契約日	令和2年5月1日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
2	事業者及びその事業所の名称	大阪介護ケア	同行支援 2人
	サービス内容	重度訪問介護	事業者確認印
	契約支給量	月 100時間 分	大阪介護
	契約日	令和2年5月15日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日		事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		
3	事 事 サ	（記載例） 「事業者及びその事業所の名称」の空いている箇所へ各事業所において「同行支援 ○人」と記入する。空きスペースがない場合は右端を利用し記入も可。	
	契約支給量	月 時間 分	
	契約日	令和 年 月 日	
	当該契約支給量によるサービス提供終了日	令和 年 月 日	事業所確認印
	サービス提供終了月中の終了日までの既提供量		

